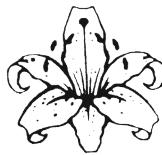


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年8月16日（金曜日）定期 第30号

目次	ページ	○公告	
○監査委員公表 監査の結果により講じた措置について（2件）	201	特定非営利活動法人の設立の認証申請（政策・NPO協働推進課）	205
○選挙管理委員会告示 川崎市議会議員選挙宮前区選挙区における当選の効力に関する審査の申立ての裁決	203	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請（政策・NPO協働推進課）	205

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、その内容を公表する。

令和元年8月16日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	太田眞晴
同	吉川知恵子
同	桐生秀昭
同	松崎淳

1 措置の対象となった監査の結果

平成31年4月23日（神奈川県公報号外第34号）神奈川県監査委員公表第6号で公表した不適切事項が認められた6団体に係る8事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 国際文化観光局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 神奈川フィルハーモニー管弦楽団	平成31年3月7日 (平成30年10月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年度かながわアートホール清掃等業務委託契約（契約額6,998,400円）に基づく委託料の支払に当たり、契約書で定めた月別委託料と毎月の請求額が異なるにもかかわらず、請求額により支払っていたため、2件、289,301円の支払が過大であり、10件、289,304円の支払が過少であった。	不適切事項については、請求書を受領した際に契約書の支払金額を確認していなかったこと及び清掃業務は毎月の清掃内容が異なり、毎月定額での請求が困難であるにもかかわらず、落札業者と綿密な調整をせず契約を締結してしまったことによるものである。差額として過少となっている3円については、受託業者との協議により請求しないこととされた。 今後は、このようなことがないよう、請求書の支払金額を確認することとし、適正な事務執行に努めることとした。なお、落札業者と締結する契約書においては、毎月定額による支払ではなく、年間の契約額の範囲内において毎月実際の清掃業務の内容による請求書に基づき支払をする旨を記載することとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(2) スポーツ局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 神奈川県体育協会	平成31年2月4日 (平成30年11月14日 職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、平成29年度における神奈川県立スポーツ会館の指定管理業務の対象であったステレオミキサー1点、154,980円について、事前に知事の承認を得ることなく処分していた。	不適切事項については、管理物品の処分に当たって事前に知事の承認を得る必要があることを、失念していたことによるものである。 今後は、このようないいことがないよう、不適切事項の内容について全職員で情報を共有するとともに、複数職員によるチェック体制を確立し、物品管理に係る適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(3) 環境農政局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益社団法人 神奈川県農業公社	平成30年11月1日 (平成30年10月2日 職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、農地売買支援事業に従事する非常勤職員1名に対する報酬の支給に当たり、非常勤職員雇用書に定める管内行動旅費について、支給要件を満たしていないにもかかわらず、3日分3,510円を支給していた。	不適切事項の管内行動旅費については、勤務状況の確認が不十分であったことによるものである。 過大に支給した当該管内行動旅費については、平成30年10月5日に本人から返納された。 今後は、このようないいことがないよう、農地売買支援事業に従事する非常勤職員からの業務開始及び終了の連絡を徹底するとともに、活動日報を適正に運用することで、活動計画及び活動結果を把握し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(4) 健康医療局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団	平成30年11月12日 (平成30年10月1日 から同月4日まで 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川リハビリテーション病院新館o p e室生体情報モニタ一点検業務委託契約ほか2件(契約額計1,673,352円)について、見積合せを実施すべきところ、1者からのみ見積書を徵し、契約を締結していた。	不適切事項については、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団財務規程施行規則の見積合せを省略できる要件に関する規定について認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようないいことがないよう、関係規定について職員への周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(5) 県土整備局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
株式会社湘南なぎさパーク	平成31年1月16日 (平成30年11月13日 及び同月14日 職員調査)	(不適切事項) 神奈川県立湘南海岸公園に係る指定管理業務において、平成29年度の実績報告について、自動販売機利益額を3,772,442円とすべきところ、19,176円過大に県へ報告していた。	不適切事項については、自動販売機利益額の確認が不十分であったこと及び自動販売機利益額を集計する担当者と、指定管理業務の報告書を作成する担当者との情報共有に漏れがあり、そのことを所属として把握していなかったことによるものである。 今後は、このようないいことがないよう、複数の職員で情報共有する事項を確認するなど、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
神奈川県住宅供給公社	平成30年11月14日 (平成30年10月9日 から同月11日まで 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、平成29年9月分の電話料金(7,893円)及び同年11・12月分の水道料金・下水道使用料(1,152,903円)について、支出手続を失念したことにより納付期限後に支払っていた。 2 会計事務処理において、二宮第2共同住宅外壁塗装その他工事(契約額163,620,000円)で平成29年度中に支払った前払金32,720,000円について、当初は平成29年度内であった工期を変更契約により平成30年8月31日まで延長し、年度内に工事が完成していないことか	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、複数の職員での確認が徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようないいことがないよう、新たに作成した事務マニュアルに基づき、社内の支払情報管理ツールを活用するとともに、複数体制による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 会計事務処理については、担当職員が決算時に必要な処理を失念したことによるものである。 今後は、このようないいことがないよう、当初から工事費を流動資産(工事前払金)に計上するととも

		<p>ら、流動資産（工事前払金）として経理処理すべきところ、事業原価（維持修繕費）として処理していた。</p> <p>3 工事事務において、伊勢原第3・4共同住宅屋上防水工事ほか1件の設計額の積算に当たり、工事関係車両の駐車場使用料の設計単価について、税込価格を適用していたため、消費税等が二重に計上されることとなり、設計額（計82,230,120円）が56,160円過大であった。</p>	<p>に、複数の職員が完成払時と決算時に振替処理の確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>3 工事事務については、設計書の作成過程において駐車場使用料の単価を消費税抜きであると誤認したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、設計額の積算に当たっては、複数の職員が税込みの有無を再確認するなど確認体制を強化するとともに、社内で研修を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
--	--	---	--

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、その内容を公表する。

令和元年8月16日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	桐	生	秀	昭
同	松	崎		淳

1 措置の対象となった監査の結果

平成31年4月23日（神奈川県公報号外第34号）神奈川県監査委員公表第7号で公表した不適切事項が認められた1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成31年1月24日 (平成30年11月6日 職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、厚木保健福祉事務所が平成25年度から取り組んでいる周産期からの児童虐待予防のための保健医療福祉ネットワーク事業を進める中で判明した課題に対応するために実施した調査研究や市町村職員等を対象とした研修等について、県の事業として実施されたものであると認められるにもかかわらず、県費によらず、神奈川県公衆衛生協会の会員となっている職員5人が共同研究者となって、同協会から個人の資格で交付を受け、同事務所が管理していた調査研究助成金300,000円等を使用して実施していた。	不適切事項については、県として実施する事業と助成金の交付を受けて同協会の会員個人として取り組む研究事業との区分が不明確となっていたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、県事業と同協会の会員としての研究活動を明確に区分することを職員に徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第32号

平成31年4月7日執行の川崎市議会議員選挙宮前区選挙区における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和元年8月16日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村 上 健 司

裁 決 書

川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3

審査申立人 坂 卷 良 一

上記審査申立人から令和元年6月11日に提起された平成31年4月7日執行の川崎市議会議員選挙宮前区選挙区における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成31年4月7日執行の川崎市議会議員選挙宮前区選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し、平成31年4月22日に川崎市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出を提起したが、市委員会は令和元年5月15日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、令和元年6月11日、当委員会に対し、原決定を取り消し、最下位当選者の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを提起したものである。

審査申立書及び反論書における主張から、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙における申立人に対する有権者の反応や開票途中までの得票情報と申立人の最終得票数との間に乖離がある。
- 2 本件選挙の開票作業は午後9時から開始されていたが、午後11時発表においても各候補者の得票数は「0」であり、初めて「500」という得票が入ったのは午後11時30分からである。また、午前1時30分から午前3時まで開票速報が行われていない。その間に何が起こっていたのかいずれも有権者に説明がつくのか。加えて、開票速報ごとの得票数をグラフにすると、最初から当選順位が決定していたかのように得票数が推移している。
- 3 午後11時30分から午前0時までの30分間において、全体で25,000票の有効得票が新たに開票速報で発表されているが、申立人には1票も得票が入っていない。何らかの不適切な状況が発生していた可能性がある。
- 4 過去の他の選挙でも票を再点検した結果、得票が修正されるケースが多い。
- 5 市委員会での原決定の審議案と申立人に送付した決定書の内容が同一のため、その審議に予断が入ったものであり、その決定過程に瑕疵がある。
- 6 1から5の理由により未利用の投票用紙を含む全ての投票用紙の再点検を行うべきである。

裁決の理由

当選の効力に関する訴訟においては、「当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該當選人決定についての違法即ち、當選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、當選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」（平成4年12月17日名古屋高裁判決、同旨昭和28年2月17日東京高裁判決）とされている。

申立人の主張を善解すると、上記「各候補者の有効得票数の算定の違法」に関する申立ての提起と認められることから、以下、本件選挙における各候補者の有効得票数の算定の違法について検討する。

- 1 本件選挙における申立人に対する有権者の反応や開票途中までの得票情報と申立人の最終得票数との間に乖離があることについて

申立人のいう最終得票数とは候補者の有効得票数を指すと解するが、各候補者の有効得票数の算定にあたっては、公職選挙

法（以下「公選法」という。）第7章所定のとおり、開票管理者、開票事務従事者のほか、候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して開票事務に参画する立場として、各候補者が届け出た開票立会人が携わっている。また、開票作業は分類、内容点検、計数に大別されるが、市委員会の作成した「開票（選挙会）事務の手引き」によると、本件選挙では開票管理者及び開票立会人の監視の下で、開票事務従事者が投票を混同し、候補者別に票を分類し混票がないか再度確認した上で、分類した票を2回計数機にかけて票数を数え、それを500票ごとに結束し通し番号を付した票せんにより管理した上、開票管理者、開票立会人による票の点検及び投票の効力の決定を経てから、集計の基礎となる得票計算簿に票数を転記することにより、各候補者の有効得票数を算定している。

本件選挙における開票作業は、開票作業の手引きが公選法所定の事項を遵守して作成されていることから、公選法所定の事項を遵守していると認められるとともに、適法に選挙録が作成され、公選法第79条の規定により開票管理者を兼ねる選挙長と開票立会人を兼ねる選挙立会人全員による押印と署名があることから、本件選挙の開票作業及び開票結果に疑義はないといえる。

申立人は本件選挙の有効得票数の算定について、有権者の反応や開票途中までの得票情報を基に開票結果に疑義をもつていて、審査申立書や弁明書以上の証拠等がないことから、申立人の主張に理由はない。

- 2 開票速報時に票が動かない時間があったこと及びあらかじめ当選人が定まったように得票が伸びていることについて

本件選挙における開票速報は、市委員会の作成した「開票（選挙会）事務の手引き」、「開票速報要領」及び市委員会の弁明書によると、開票の中間速報では定められた時刻時点における有効投票集積台に実際にある有効得票の500票束の数を速報するものとし、発表に際しては前回の報告より同一候補者の得票数が減少すること、候補者間で得票順位が入れ替わること、候補者間に発表のする票数に偏りがあることがそれぞれないようにしたうえで速報発表している。

最終的な有効投票の算定は前述のとおり得票計算簿に基づき行うものであり、開票速報それ自体が有効投票の算定に何ら影響を及ぼさないことは前述により明白であることから、このことをもって本件選挙の有効投票の算定に違法があったとはいえない。

なお、開票速報は公選法第6条第2項により実施するものであるが、その方法については法定されていない。よって、市委員会の弁明書のとおり全ての候補者の有効得票を偏りなく発表するために最初の発表を500票束ができるまで差し控えたことも、疑義票の判定のために投票の効力が確定できず、結果として開票速報要領に定めたとおりの500票束がどの候補者についてもできなかったことにより開票中間速報における有効得票数が一定回数変わらなかったことも、市委員会が候補者間で得票順位が入れ替わらないよう調整して発表し、その結果あたかも最初から各候補者の有効得票数の結果が分かっていたかのようであ

あつたことについても、公選法の主旨に反するということはできないことから、市委員会の方法に公選法上の誤りはない。

申立人はこれらにより有効得票の算定に疑義をもっているが、以上により申立人の主張は採用できない。

3 午後11時30分から午前0時までの30分間において申立人に1票も得票が入っていないことについて

申立人は甲第6号証及び甲第10号証により有効得票の算定に疑義を主張しているが、平成25年参議院議員比例代表選出議員選挙における香川県高松市における件は、特定の候補者の確定した有効得票数が香川県高松市において全くないことがその候補者の全国での得票傾向と比較して明らかに異常であったことが問題となつたものであつて、申立人が問題視する開票中間の特定の時間に全く票がなかつたこととは関係のないことのため、申立人の主張は採用できない。

4 他の選挙で票を再点検したところ得票を修正したことが多いことについて

申立人は過去の他の選挙において再点検の結果得票が修正されている場合について縷々述べているが、そのことをもって本件選挙の有効得票数の算定に違法があったということは到底認められないため、申立人の主張は採用できない。

5 市委員会での原決定の審議に予断が入っており決定に瑕疵があることについて

申立人の審査申立ての目的は本件選挙の当選の効力の無効を求めるにあり、市委員会の決定の取消請求はこれに付随す

るものとして求められているにすぎないことは明らかであることから、仮に市委員会の決定に手続上の瑕疵があつたとしても、当選の効力を無効とすることに理由がない場合に、これを取り消す利益ないし必要性はないというべきである（昭和58年7月25日東京高裁判決）。よつて、申立人の主張は採用できない。

なお、申立人は市委員会での原決定の審議過程について審査申立書及び反論書で述べているが、市委員会の議事録のとおり、市委員会は原決定原案を慎重に審議した結果原案どおりに決定したのであり、この過程に公選法や公選法第216条により準用する行政不服審査法の規定に違反している点があるとはいえない。

6 全ての投票用紙の再点検を行うことについて

申立人は、審査の申立ての要旨中1から5の理由により未利用の投票用紙を含む全ての投票用紙の再点検を求めていたが、前述のとおりそれらに理由がない若しくは主張を採用することができないことから再点検を求める訴えにも理由がないため、再点検は行わない。

以上により、原決定を取り消し、本件選挙の最下位当選者の当選の効力を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には、いずれも理由がない。

よつて、主文のとおり裁決する。

令和元年8月7日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村上健司

公 告

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和元年8月16日

神奈川県知事 黒岩祐治

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年8月5日	NPO法人おだわらイノシカネット	穂田 芳雄	小田原市荻窪594番地	この法人は、獣害によって疲弊する農林業や森林生態系の保全のため、捕獲にかかる担い手の確保・育成とその支援、農林業被害地や山地での捕獲を行い、ともに安全に山の恵みを享受する仲間づくりと、地域における互助体制、および捕獲体制の構築を目指し、森林里山の豊かな環境を次世代に引き継ぐ事を目的とする。

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和元年8月16日

神奈川県知事 黒岩祐治

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年8月1日	特定非営利活動法人ピースフルライフ	小松三千夫	横須賀市東逸見町一丁目45番地	この法人は、地域で生活するすべての人々が年齢・性別・身体又は精神的な障害の有無・経済的な格差等に関わらず、地域の中で安心安定かつ自立した豊かな生活を送り、地域社会に参加していくための支援活動を行うことによって地域福祉を増進すると共に、安らぎある地域社会を形成する一助となることを目的とする。